

山梨県公報

第二千五百三十号

平成二十七年

七月三十日

木曜日

目次

○県営土地改良事業計画の変更	五二三
○土地収用事業の認定	五二三
○道路の供用開始(二件)	五二五
○道路の区域変更	五二五
○都市計画事業の認可	五二五

公 告

○農用地利用配分計画の認可	五二六
○換地処分の実施	五二七
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)	五二七
○公共測量の終了	五二九
○使用料の収納事務の委託	五二九
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五三〇
○土地区画整理組合の設立認可	五三〇
教育委員会	
○博物館登録の抹消	五三〇
監査委員	
○外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議	五三一
公安委員会	
○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	五三一
○技能検定員等審査の実施	五三二

告 示

山梨県告示第二百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(農地環境整備事業天王原地

区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年七月三十一日から同年八月二十七日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十七年八月二十八日から同年九月十一日まで

山梨県告示第二百五十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 起業者の名称

富士河口湖町

二 事業の種類

勝山地区公民館整備事業

三 起業地

1 収用の部分 南都留郡富士河口湖町勝山字栗原地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

勝山地区公民館整備事業(以下「本件事業」という。)は、起業者が勝山地区に公民館を建設する事業で、法第三条第二十二号に掲げる「社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)による公民館」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、既に必要な予算措置を講じており、本件事

業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、平成十五年十一月に旧河口湖町、旧勝山村、旧足和田村の三町村が合併し誕生した。さらに平成十八年三月には旧上九一色村の南部と合併し十年近くになる。

本件事業の位置する勝山地区は、合併を契機に誘致企業の進出や住宅開発が進み転入者が増加しており、地域住民と新たに転入してきた住民との融合した地域づくりが必要となっている。

第一次総合計画後期基本計画（平成二十五～二十九年度）の中でも、勝山地区の宅地化による人口増などに対応した課題があげられており、人口増加の新興住宅地における、防災拠点としての役割を持つ防災公園などの整備や宅地化の状況を考慮した公共施設の計画的な整備が必要とされている。また、生涯学習等においても、身近な公民館等を活用し、住民が生涯を通じて多様な学習活動や文化活動に取り組めるよう支援し、豊かな地域コミュニティを形成するため、地域の一体感の醸成を推進している。

しかし、勝山地区は、合併前にあった公民館（YLO会館）は老朽化により取り壊され、勝山ふれあいセンターが建設されたが、合併後は町のイベントを行うなど町民会館的な役割を担っているため、地区住民が自由に利用できる公民館がなく、学習活動や地域のコミュニティ活動に支障をきたしている。

このため、起業者は、現在の老朽化した老人福祉センターを解体し、その跡地を利用して本件事業を実施することとしたものである。

本件事業が完成すると地域住民の文化交流、生涯学習等を通じた地域コミュニティの強化・充実が図られるとともに、災害時の防災拠点としての機能を発揮できる場として認められることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は、工事施行に当たっては、低騒音型重機の使用や必要な防塵対策を実施するとともに、周辺住民と協議を行い安全管理に努めることとしている。

また、起業者が任意に行った文献調査によると、起業地周辺に希少動植物の存在は確認されていない。なお、起業地には、埋蔵文化財包蔵地が存在することか

ら、試掘確認調査を実施したが、埋蔵文化財は検出されなかった。こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、立地の利便性のほか、社会的、技術的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、当該公民館を整備することで、地域住民の集う場所の制約が解消され、地域住民の文化交流、生涯学習等を通じた地域コミュニティの強化・充実が図られることから早急に整備すべき事業と認められる。また、勝山地区からも公民館の早期建設の要望書が提出されるなど、施設の整備が望まれている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、今後の利用見込みを考慮した上で施設規模を設定し、敷地面積も必要とされる範囲にとどめており、適切であると認められる。また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。
 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 富士河口湖町役場生涯学習課

山梨県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十七年八月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の日
県道	市川三郷身延線	南巨摩郡身延町丸滝字宮の前五〇番の一七地先から南巨摩郡身延町丸滝字宮の前五〇番の三二地先まで	七・六	平成二十七年七月三十日

山梨県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年八月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の日
県道	甲府韮崎線	甲斐市龍地字大滝六四三三番の一地从先から甲斐市龍地字大滝六四四七番の	八〇・〇	平成二十七年七月三十一日

三 地先まで

山梨県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年八月二十日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一宮山梨線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	新	旧		
笛吹市石和町川中島字松葉畑南町一一〇番の一地从先から 笛吹市石和町川中島字西道永町笛吹川左岸堤防敷地先まで	一一・二、 一〇六・六	五・三、 一三八・五	三六四・一	三六四・一
笛吹市石和町川中島字宮ノ東笛吹川右岸堤防敷地先から 笛吹市石和町川中島字西堤外町官有無番地先まで	一一・二、 四九・三	六・四、 一一九・一	二六〇・七	二六〇・七
	一五・四、 四九・二	一五・四、 九五・七	二五三・八	二五三・八

山梨県告示第二百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十七年七月三十日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画公園 三・三・三十二号 上八幡公園
 - 二 施行者の名称
甲斐市
 - 三 事業施行期間
平成二十七年七月三十日から平成三十二年三月三十一日まで
 - 四 事業地
 - 1 収用の部分
山梨県甲斐市西八幡五本松地内
 - 2 使用の部分
なし

公 告

● 農用地利用配分計画の認可
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。
平成二十七年七月三十日

一 農用地利用配分計画

山梨県知事 後 藤 齋

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	所 在	賃借権の設定等を受ける土地
伊奈善一郎	甲府市 居住し、又は所在する市区町村	南アルプス市上今諏訪字 古岡千四百八十九番一外 三筆	面積（平方メートル） 二、七二六

宮下 司	富士吉田市	富士吉田市大明見一丁目 二千三百九十八番外二筆	二、五〇八
佐藤 秀次	都留市	都留市大原字大原百三十二番一	七四五
丹澤 修	山梨市	山梨市下栗原字裏河原千九十二番	一、三五〇
高野 弘法	山梨市	山梨市上栗原字榎町八百八十一番一外一筆	七五三
大澤 利嗣	山梨市	山梨市上栗原字大林四百六十三番一外一筆	一、四五六
武川 哲也	山梨市	山梨市牧丘町窪平字刑部作三百四十三番一外十三筆	七、二八七
中村 正和	山梨市	山梨市正徳寺字三島ノ木千百三十四番一外三筆	七、二二六
竹山 雄樹	山梨市	山梨市上石森字下黒木千二百二十四番一外四筆	三、一七七
清水 徹	山梨市	山梨市上石森字道下千三百七十六番一外五筆	三、五〇一
山岸 武	山梨市	山梨市中村字西田百二十九番一外一筆	二、九六二
石井健太郎	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字前畑十六番外三筆	二、六五〇
金丸 信正	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字御柱百十四番外五筆	三、二二九

久保田 勇	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字堀上千二百九十七番外二筆	九六三
金丸勝比古	南アルプス市	南アルプス市徳永字下川原千三百七十二番一	一、〇五二
小野 隆	南アルプス市	南アルプス市西野字小森二百五十四番一外九筆	九、六七二
小野 博夫	南アルプス市	南アルプス市西野字西和田千五十八番一	一、四六三
岩間 広己	南アルプス市	南アルプス市西野字東和田千百十六番一	一四二
井上 能孝	北杜市	北杜市長坂町日野字姥久保三千三百八十五番	一、二九六
丸茂 喜一	北杜市	北杜市大泉町谷戸字方城三千三百三番一外七筆	七、一四八
秋山 和則	笛吹市	笛吹市八代町竹居字平三二千九十番	一、五三二
梶 敏範	笛吹市	笛吹市八代町南字宮田三千六百四十三番	一、二五六
上野原ゆう きの輪合同 会社	上野原市	上野原市鶴川字山竹九百十一番外四筆	五、〇一九
雨宮 由規	甲州市	山梨市上之割字唐土四百八十七番外一筆	五八一
三浦 誠	甲州市	甲州市塩山竹森字柿乙三千四百十一番外二筆	三、二六九

坂本 智	甲州市	甲州市勝沼町休息字雁分八百四十二番一	六七〇
芹澤 和人	甲州市	甲州市勝沼町下岩崎字道玄坂千五百三十番	八九六

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政振興課に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日

平成二十七年七月二十四日

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(一宮北部地区南野呂工区)の換地処分を平成二十七年七月十三日実施した。

平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年六月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 アリイズミ住建
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市大鳥居四千五百九十九番地三十八
 - 3 代表者の氏名 有泉優
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一三二)第九四五七号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年五月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年七月三十日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 処分をした年月日 平成二十七年六月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 矢崎住建
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市江原八百九十二番地一
 - 3 代表者の氏名 矢崎毅
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第三〇〇五号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年五月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年七月三十日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 処分をした年月日 平成二十七年六月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 金山土建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市武川町三吹二千四百四十番地二十九
 - 3 代表者の氏名 金山元佑
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二三）第三八二二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年五月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年七月三十日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 処分をした年月日 平成二十七年六月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社西山建材重機
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田四千三百五番地七
 - 3 代表者の氏名 西山晃
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第六七五二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年六月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年七月三十日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 処分をした年月日 平成二十七年六月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社飯島工事
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山藤木千九百七十一番地
 - 3 代表者の氏名 飯島明生
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第四九二二二号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年六月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年七月三十日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 処分をした年月日 平成二十七年六月八日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社鈴木工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市大師五百九十五番地
 - 3 代表者の氏名 鈴木幹生
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第四四八九号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年六月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年六月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社藤ブランド建設
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西三百九番地一
 - 3 代表者の氏名 藤原栄一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第六〇七〇号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年六月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年六月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 清水工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町築地新居二千二百四十五番地
 - 3 代表者の氏名 清水謙二

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第二一三二二号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年六月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年六月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社シー・エス・アイ
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町春米四十一番地一
 - 3 代表者の氏名 上田晃稔
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九七六五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年六月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 二 測量の地域 笛吹市の一部
- 三 測量の期間 平成二十七年一月六日から平成二十七年五月十五日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 委託の相手方
東京都渋谷区東二丁目十七番九号MYビル 株式会社パークジャパン
- 二 委託に係る使用料
甲府駅南口駅前広場一般自動車待機場の使用料
- 三 委託の期間
平成二十七年六月十七日から平成二十八年三月三十一日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町築地新居字新居前二二七二番三、二二七二番五及び二二七二番六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市下石田二丁目十五番七号 株式会社B, Sクリエイト 代表取締役 保坂 貞 仁

● 土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第二項の規定により、次の

とおり土地区画整理組合の設立を認可した。
平成二十七年七月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称
富士吉田市剣丸尾西土地区画整理組合
- 二 事業施行予定期間
平成二十七年年度から平成三十二年年度まで
- 三 施行地区
富士吉田市大字松山字熊穴及び字下水の入の各一部
- 四 事務所の所在地
富士吉田市新西原二丁目二十六番一号
- 五 設立認可の年月日
平成二十七年七月三十日
- 六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所の掲示板及び富士吉田市役所に掲示する。

教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定により、次のとおり博物館登録を抹消した。
平成二十七年七月三十日

山梨県教育委員会

教育長 阿 部 邦 彦

- 一 抹消年月日
平成二十七年七月十五日
- 二 記号番号
梨博第十九号
- 三 設置者
宗教法人 救いの光教団
- 四 名称
須玉美術館

五 所在地
山梨県北杜市須玉町若神子四千四百九十五番地十八

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人星野正司の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成二十七年七月三十日

山梨県監査委員
小野 浩
小泉 久司
白壁 賢一
高木 晴雄
同
同

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
加藤 暢一	東京都八王子市北野台一丁目四一 番一〇号	平成二十七年八月三日～ 平成二十八年三月三十一日
天野 清彦	山梨県甲府市内二丁目三三番 一一号 グリーンアース一〇五	平成二十七年八月三日～ 平成二十八年三月三十一日
鹿住 倫世	東京都豊島区池袋本町二丁目二九 番地一〇号	平成二十七年八月三日～ 平成二十八年三月三十一日
平賀 孝	山梨県甲府市上今井町八八一番地 五〇	平成二十七年八月三日～ 平成二十八年三月三十一日
深沢 英貴	山梨県甲府市山宮町三〇七九番地 一	平成二十七年八月三日～ 平成二十八年三月三十一日
丸山 裕樹	山梨県甲斐市竜王新町八四一番地 五	平成二十七年八月三日～ 平成二十八年三月三十一日
樋川 初実	山梨県甲府市太田町七番地一六	平成二十七年八月三日～

竹村 直紀	長野県大町市常盤六九〇六番地六 一五	平成二十七年八月三日～ 平成二十八年三月三十一日
川崎 勲	東京都品川区東五反田二丁目五番 四号 ルイシャトレ五反田一三〇 六号	平成二十七年八月三日～ 平成二十八年三月三十一日
畠山 正一	神奈川県横浜市神奈川区栗田谷五 番一二号	平成二十七年八月三日～ 平成二十八年三月三十一日
獅山 宙紀	東京都墨田区緑一丁目一七番一 ペリエ両国九〇一号	平成二十七年八月三日～ 平成二十八年三月三十一日

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月三十日

山梨県公安委員会

委員長 小野 堅太郎

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条各号列記以外の部分中「こえて」を「超えて」に改め、同条第一号イ中「以上の人員を」を「を超えて」に改める。

第十条第十号中「緊急自動車以外の自動車」を「令第十三条第一項各号に掲げる自動車以外の自動車又は原動機付自転車」に、「警光灯」を「警光灯」に、「燈火を点灯し」を「灯火を点灯し」に、「これ」を「これ」に改め、同条第十一号中「燈火以外の燈火」を「灯火以外の灯火」に、「点灯して」を「点灯して」に改め、同条第十六号中「又は原動機付自転車」の下に「（法第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う人の移動の用に供するロボットの実証実験において使用されるものを除く。）」を加える。

第十二条第十二号中「実証実験」の下に「又は人の移動の用に供するロボットの「実証実験」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十七年七月三十日

山梨県公安委員会

委員長 小野 堅太郎

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十七年九月一日（火）、九月三日（木）及び九月四日（金）の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十七年八月十七日（月）から平成二十七年八月二十四日（月）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万三千四百五十円

(二) 普通自動車免許 一万九千六百五十円

(三) 特定第一種運転免許 一万四千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等 二万七千七百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万四千九百五十円

(二) 普通自動車免許 一万千八百円

(三) 特定第一種運転免許 九千四百円

(四) 大型自動車第二種免許等 一万二千七百五十円

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又

は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番